

個人情報ファイルの名称	自転車防犯登録ファイル	
行政機関等の名称	京都府警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	自転車の盗難の防止及び盗品である自転車の回復に資するために利用する。	
記録項目	1 防犯登録年月日、2 防犯登録番号、3 車体番号、4 メーカー名、5 車種、6 塗色、7 氏名、8 住所、9 電話番号、10 販売店名	
記録範囲	自転車防犯登録を受けた者	
記録情報の収集方法	京都府自転車防犯登録推進協議会からの通知により収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	京都府警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 京都府警察本部総務部総務課	
	(所在地) 〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

個人情報ファイルの名称	拾得物件情報ファイル
行政機関等の名称	京都府警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部会計課
個人情報ファイルの利用目的	遺失物法（平成18年法律第73号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 拾得区分、2 受理番号、3 受理方法、4 受理日時、5 受理警察署、6 受理交番等、7 公告の有無、8 公告年月日、9 取扱職員、10 拾得日時、11 拾得場所、12 拾得者住所・氏名・年齢・保護者氏名・連絡先、13 届出者続柄、14 届出者氏名、15 拾得者権利区分、16 拾得者氏名等告知同意区分、17 施設占有者整理番号、18 施設占有者名称・所在地・連絡先、19 施設占有者交付受理日時、20 施設占有者権利区分、21 施設占有者氏名等告知同意区分、22 警察からの返還連絡、23 物件（現金・物品）、24 保管場所区分、25 特例施設占有者保管物件の保管場所所在地・名称・連絡先、26 移送先警察署、27 移送年月日、28 保管委託年月日、29 保管委託先氏名（名称）・住所・連絡先、30 鑑査依頼年月日、31 埋蔵文化財認定年月日、32 任意提出年月日、33 還付年月日、34 遺失者連絡状況、35 遺失者判明年月日、36 遺失者連絡日時、37 遺失者連絡方法、38 遺失届受理番号、39 遺失者住所・氏名・年齢・連絡先、40 払出区分、41 払出年月日、42 払出先氏名（名称）・住所（所在地）・連絡先
記録範囲	拾得物件の拾得者（届出者・施設占有者を含む） 払出先となる者（遺失者を含む）
記録情報の収集方法	拾得者（届出者・施設占有者を含む）からの提出 遺失者への返還、払出手続
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部 ※自府県警察を除いた記載とする
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）京都府警察本部総務部総務課 （所在地）〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ※各都道府県警察の運用により判断する	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 京都府警察本部総務部総務課	
	(所在地) 〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイルの名称	遺失届情報ファイル	
行政機関等の名称	京都府警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部会計課	
個人情報ファイルの利用目的	遺失物法（平成18年法律第73号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1 受理番号、2 受理方法、3 受理日時、4 受理警察署、5 受理交番等、6 取扱職員、7 遺失者住所・氏名・年齢・連絡先、8 届出者続柄、9 届出者氏名、10 遺失日時、11 遺失場所、12 物件（現金・物品）、13 遺失者連絡状況、14 遺失者連絡日時、15 遺失者連絡方法、16 処理結果	
記録範囲	遺失者（届出者）	
記録情報の収集方法	遺失者（届出者）からの提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部 ※自県警察を除いた記載とする	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）京都府警察本部総務部総務課	
	（所在地）〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 京都府警察本部総務部総務課
	(所在地) 〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

個人情報ファイルの名称	一時預り情報ファイル	
行政機関等の名称	京都府警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部会計課	
個人情報ファイルの利用目的	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第35条第3項に規定する所有者の判明しない犬又は猫の引取り、法第36条第1項に規定する負傷動物等の発見者の通報措置に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1 受理番号、2 受理日時、3 受理都道府県、4 受理警察署、5 受理交番等、6 取扱職員、7 発見日時、8 発見場所、9 発見者区分、10 発見者住所・氏名・年齢・保護者氏名・連絡先、11 届出者続柄、12 届出者氏名、13 警察からの返還連絡、14 物件（動物）、15 払出区分、16 払出年月日、17 払出先氏名（名称）・住所（所在地）・連絡先	
記録範囲	犬又は猫、負傷動物等の発見者（届出者） 払出先となる者（遺失者を含む）	
記録情報の収集方法	発見者（届出者）からの提出 遺失者への返還、払出手続	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）京都府警察本部総務部総務課	
	（所在地）〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 京都府警察本部総務部総務課 (所在地) 〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	— —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

個人情報ファイルの名称	相談情報ファイル
行政機関等の名称	京都府警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部広報応接課
個人情報ファイルの利用目的	府内で受理した相談に関する情報を集約し、共有・活用することにより、適正な相談業務の遂行を図るとともに、犯罪等による被害の未然防止に資することを目的とする。
記録項目	1 受理番号、2 報告者の所属、部門、階級、氏名、職員番号、3 登録年月日、4 受理年月日、5 措置年月日、6 対応時間、7 件名、8 措置状況、9 完結年月日、10 受理者の所属、部門、階級、氏名、職員番号、11 受理態様、12 受理窓口、13 相談内容、14 重要、15 相談者の氏名、異名、住所、年齢区分、生年月日、年齢、性別、職業、職業名等、加入電話、携帯番号、FAX、メール又はSNSアカウント、備考、16 関係者の種類、氏名、異名、事業所名、住所、年齢区分、生年月日、年齢、性別、職業、加入電話、携帯番号、FAX、メール又はSNSアカウント、17 相談の要旨、18 措置者の所属、部門、階級、氏名、職員番号、19 処理経過の概要、20 所見、21 専門相談員の所属、階級、氏名、22 備考、23 キーワード、24 文書分類番号、25 添付資料、26 写真
記録範囲	※以下は警察庁が保有する「相談情報ファイル」における記録範囲である。都道府県警察においては、当該範囲を参照の上、現に保有する個人情報ファイルに応じた内容を記載すること。 相談事案に係る受理者、申出者、関係者及び措置者
記録情報の収集方法	相談受理・対応
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 京都府警察本部総務部総務課 (所在地) 〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	—

個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイルの名称	広聴情報ファイル	
行政機関等の名称	京都府警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部広報応接課	
個人情報ファイルの利用目的	広聴業務について、各所属で広聴受理した内容を記録化し、情報共有を図り有効活用することで齟齬のない適切な措置、組織対応を図ることを目的とする。	
記録項目	1 受理番号、2 担当者、3 受信所属、4 送信所属、5 受理日時、6 受理者、7 申出者、8 申出宛先、9 申出手段、10 部門、11 受理内容、12 苦情態様、13 苦情項目、14 関係者、15 関係職員、16 件名、17 申出要旨、18 連絡・引継ぎ日時、19 連絡・引継ぎ先、20 收受年月日、21 收受番号、22 担当者、(広聴事案対応結果) 23 公開区分、24 措置年月日、25 措置者、26 関係職員、27 通知方法、28 対応方法、29 事実調査結果、30 対応結果状況、31 添付資料、32 申出者の納得の有無、33 対応結果	
記録範囲	広聴事案に係る担当者、受理者、申出者、関係者、関係職員及び措置者	
記録情報の収集方法	広聴受理・対応	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 京都府警察本部総務部総務課	
	(所在地) 〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

<p>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</p>	<p>非該当</p>
<p>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</p>	<p>— —</p>
<p>行政機関等匿名加工情報の概要</p>	<p>—</p>
<p>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</p>	<p>— —</p>
<p>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</p>	<p>—</p>
<p>備 考</p>	

個人情報ファイルの名称	留置情報ファイル	
行政機関等の名称	京都府警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部留置管理課	
個人情報ファイルの利用目的	被留置者の適正な処遇及び留置事故の防止に資するために利用する。	
記録項目	1 国籍、2 住居、3 職業、4 氏名、5 生年月日、6 性別、7 留置時年齢、8 逮捕日時、9 逮捕種別、10 逮捕所属、11 留置日時、12 事件種別、13 捜査所属、14 逮捕罪種、15 罪名、16 共犯者数、17 共犯者氏名、18 特癖、19 特注・問題指定、20 種別、21 原票作成、22 前科・前歴、23 暴力団、24 病人、25 病名、26 来日等、27 送致、28 送致先、29 勾留Ⅰ、30 勾留状執行、31 勾留Ⅱ、32 勾留状執行、33 起訴、34 釈放、35 種別	
記録範囲	京都府警察に留置された者（被留置者）	
記録情報の収集方法	被留置者からの聴取等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 京都府警察本部総務部総務課	
	(所在地) 〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	

行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

個人情報ファイルの名称	自転車防犯登録情報ファイル	
行政機関等の名称	京都府警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	自転車の盗難の防止及び盗品である自転車の回復に資するために利用する。	
記録項目	1 防犯登録年月日、2 防犯登録番号、3 車体番号、4 メーカー名、5 車種、6 塗色、7 所有者氏名、8 所有者住所、9 電話番号、10 販売店名	
記録範囲	自転車防犯登録を受けた者	
記録情報の収集方法	京都府自転車防犯登録推進協議会からの通知により収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 京都府警察本部総務部総務課	
	(所在地) 〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

個人情報ファイルの名称	警備業管理ファイル
行政機関等の名称	京都府警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課
個人情報ファイルの利用目的	警備業の認定その他警備業法(昭和47年法律第117号)に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	<p>第1 警備業者</p> <p>1 認定証番号、2 認定証交付公安委員会、3 主たる営業所が所在する都道府県、4 受理警察署、5 警備業者名、6 警備業者の住所、7 警備業者の電話番号、8 法人等の種別、9 代表者の氏名、10代表者の住所、11代表者の生年月日、12代表者の本(国)籍、13認定年月日、14更新年月日、15変更年月日、16認定失効年月日、17返納年月日、18主たる営業所の営業所名称、19主たる営業所の所在地、20役員の役職、21役員の氏名、22役員の住所、23役員の生年月日、24役員の本(国)籍、25営業開始年月日、26営業廃止年月日、27届出公安委員会、28管外営業所名称、29管外営業所所在地、30管内営業所名称、31設置年月日、32管内営業所所在地、33管内営業所電話番号、34取り扱う警備業務の区分、35警備業務の種別、36営業所廃止年月日、37選任警備員指導教育責任者の配置状況、38選任警備員指導教育責任者の氏名、39選任警備員指導教育責任者の住所、40選任警備員指導教育責任者の生年月日、41選任警備員指導教育責任者の業種等、42選任警備員指導教育責任者の資格者証の交付公安委員会、43 選任警備員指導教育責任者の資格者証番号、44基地局名称、45 基地局所在地、46基地局電話番号、47選任機械警備業務管理者の氏名、48待機所名称、49待機所所在地、50待機所対象市区町村</p> <p>第2 資格者</p> <p>1 種別、2 業種等、3 資格者証等の区分、4 交付公安委員会、5 資格者証等番号、6 受理警察署、7 氏名、8 生年月日、9 本(国)籍、10住所、11交付年月日、12書換・再交付年月日、13 返納年月日、14講習修了証明記載事項、</p>
記録範囲	警備業
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む

記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 京都府警察本部総務部総務課	
	(所在地) 〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	<p>第1の3、5、6、9、18、19、21、23、28、29、30、32、34、38、及び39の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第11条第1項及び警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第17条第2項による。機械警備業者に係る1、2、44、45、47、48及び49の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第41条及び警備業法施行規則第56条第2項による。</p> <p>第2の警備員指導教育責任者資格者証及び機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた者に係る7及び9の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第22条第5項による。検定合格証明書の交付を受けた者に係る7及び10の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備員等の検定に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第15条第1項による。</p>	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 京都府警察本部総務部総務課	
	(所在地) 〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	

備	考	
---	---	--

個人情報ファイルの名称	古物商等管理ファイル
行政機関等の名称	京都府警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課
個人情報ファイルの利用目的	古物営業の許可その他古物営業法（昭和24年法律第108号）及び質屋営業法（昭和25年法律第158号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	<p>第1 古物商等</p> <p>1 受理年月日、2 受理警察署、3 許可証番号、4 許可年月日、5 許可の種類、6 被許可者の氏名又は名称、法人等の種別、生年月日、住所又は居所、電話番号及び本（国）籍、7 行商をしようとする者であるかどうかの別、8 取引にHPを用いるかどうかの別、9 ホームページURL、10主として取り扱おうとする古物の区分、11代表者等の種別、氏名、生年月日、住所、電話番号、本（国）籍、12営業所の形態、名称、所在地、電話番号、主たる営業所等の別、取り扱う古物の区分、13管理者の氏名、生年月日、住所、電話番号、本（国）籍、14再交付日、15再交付理由、16変更年月日、17変更区分、18返納年月日、19返納理由、20競り売りの形態、21競り売り日時、22競り売り開催場所、23競り売り開催場所を管轄する警察署、24自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号、25買受けの申込みを受ける通信手段の種類、26仮設店舗日時、27仮設店舗設置場所、28仮設店舗設置場所を管轄する警察署</p> <p>第2 質屋</p> <p>1 許可証番号、2 許可年月日、3 被許可者の氏名又は名称、法人等の種別、生年月日、住所及び本（国）籍、4 営業所の名称及び所在地、5 管理者等の種別、氏名、生年月日、住所、6 変更年月日、7 変更区分、8 廃業等届出種別、9 廃業（解散・消滅・死亡・取消）日、10再交付日</p>
記録範囲	古物商、古物市場主及び質屋
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 京都府警察本部総務部総務課

	(所在地) 〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	<p>第1の6から10及び11から13の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、古物営業法第7条第1項及び第2項並びに古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)第5条第3項及び第6項による。</p> <p>第2の5から7の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、質屋営業法第4条第2項及び質屋営業法施行規則(昭和25年総理府令第25号)第8条第1項による。</p>	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 京都府警察本部総務部総務課 (所在地) 〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイルの名称	猟銃・空気銃等管理ファイル
行政機関等の名称	京都府警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課
個人情報ファイルの利用目的	猟銃及び空気銃等の許可その他銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号、以下「銃刀法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 銃種、2 許可証番号、3 本（国）籍、4 住所、5 氏名、6 性別、7 生年月日、8 登録事由発生年月日、9 許可番号、10有効期間、11商品名等、12銃口径、13銃特徴、14銃番号、15銃全長、16銃身長、17適合実（空）包、18替え銃身本数、19替え銃身、20用途別、21管轄警察署、22追加打刻番号、23記事、24取消事由又は失効事由、25問題銃状態
記録範囲	銃刀法第4条第1項第1号、第3号、第4号、第5号、第5号の2及び第5号の3の規定による銃砲の所持の許可を受けた者、第9条の4第1項第1号の規定により指定を受けた教習射撃場を管理する者（第9条の6第2項の規定により届出があった場合）、第9条の9第1項第1号の規定により指定を受けた練習射撃場を管理する者（第9条の11第2項の規定により届出があった場合）、譲渡を受けた銃砲店又はクロスボウ販売事業者（第8条第3項の規定による抹消の申請又は第9条第3項の規定による許可証の返納があった場合）
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 京都府警察本部総務部総務課 (所在地) 〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	3から6まで、15、16及び18から20までの記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、銃刀法第7条第2項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第32条による。

個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するフ ァイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 京都府警察本部総務部総務課	
	(所在地) 〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイルの名称	風俗営業等管理ファイル
行政機関等の名称	京都府警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課
個人情報ファイルの利用目的	風俗営業又は特定遊興飲食店営業（以下「風俗営業等」という。）の許可その他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号、以下「風営法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 許可等年月日、2 行政処分等の区分、3 営業停止等の期間、4 営業の種別、5 法人・個人の別、6 許可番号、7 営業所の名称、8 営業所等の所在地、9 法人名、10 法人の所在地、11 代表者又は経営者の氏名、12 代表者又は経営者の生年月日、13 代表者又は経営者の本（国）籍、14 代表者又は経営者の住所、15 管理者等の氏名、16 管理者等の生年月日、17 管理者等の本（国）籍、18 管理者等の住所、19 役員の氏名、20 役員の生年月日、21 役員の本（国）籍、22 役員の住所、23 広告宣伝で使用する呼称 24 客の依頼を受ける方法、25 電気通信設備を識別するための電話番号又は記号、26 自動公衆送信装置設置者の氏名又は名称、27 自動公衆送信装置設置者の住所、28 電気通信設備の設置場所、29 会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置の内容、30 会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置として利用する識別番号等の付与者の名称、31 会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置として利用する識別番号等の付与者の代表者の氏名、32 許可管理番号、33 認定番号、34 客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先、35 受付所・待機所の別、36 映像伝達用設備を識別するための電話番号等
記録範囲	風俗営業等の許可を受けた者（許可を取消された者の記録又は廃業届出を提出した者の記録については、取消し等された時点から5年間保存される。）、特例風俗営業者又は特例特定遊興飲食店営業の認定を受けた者（認定を取消し等された者の記録については、取消し等された時点から5年間保存される。）、性風俗関連特殊営業及び深夜酒類提供飲食店営業の開始届出を提出した者（廃業した者の記録については、廃業した時点から5年間保存される。）並びに行政処分を受けた者（当該処分を受けた時点から10年間保存される。）
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む

記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 京都府警察本部総務部総務課	
	(所在地) 〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者に係る12、14から16まで、20、21、25、26及び30の訂正は、風営法第9条第3項（同法第31条の23において準用する場合を含む。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号、以下「規則」という。）第20条第2項及び第3項並びに第88条第2項及び第3項による。風営法第27条第1項の届出書を提出した者に係る12、14から16まで、20、21及び25の訂正は、同条第2項及び規則第42条第2項による。風営法第31条の2第1項の届出書を提出した者に係る13から16まで、20、31、32、46及び47の訂正は、同条第2項及び規則第53条による。風営法第31条の7第1項の届出書を提出した者に係る13から16まで、20、31、33から35まで及び48の訂正は、同条第2項及び規則第59条による。風営法第31条の12第1項の届出書を提出した者に係る12、14から16まで、20、21、25及び33の訂正は、同条第2項及び規則第64条による。風営法第31条の17第1項の届出書を提出した者に係る13から16まで、20、31及び33の訂正は、同条第2項及び規則第70条による。風営法第33条第1項の届出書を提出した者に係る12、14から16まで及び20の訂正は、同条第2項及び規則第104条による。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 京都府警察本部総務部総務課	
	(所在地) 〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	—	

組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

個人情報ファイルの名称	捜査の過程で押収した名簿登載者リスト	
行政機関等の名称	京都府警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	特殊詐欺、利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯の捜査の過程で押収した名簿登載者に対し、登載事実を告げた上で注意喚起を行うことにより、これらの犯罪被害を防止するため。	
記録項目	1 案件年、2 案件種別、3 案件番号、4 資料名、5 住所、6 氏名、7 電話番号	
記録範囲	捜査の過程で押収した名簿に登載されている者	
記録情報の収集方法	警察庁からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 京都府警察本部総務部総務課	
	(所在地) 〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	

行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

個人情報ファイルの名称	こども110番のいえ設置事務	
行政機関等の名称	京都府警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	子供の安全を犯罪から守るため通学路等に子供が駆け込める場所として設置するもの	
記録項目	1住所、2氏名・事業所名、3電話番号、4メールアドレス	
記録範囲	こども110番のいえに協力する個人及び事業所	
記録情報の収集方法	本人から	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 京都府警察本部総務部総務課	
	(所在地) 〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	

行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

個人情報ファイルの名称	被保護者等情報ファイル
行政機関等の名称	京都府警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	京都府警察本部人身安全対策課
個人情報ファイルの利用目的	警察官職務執行法に基づく保護等取扱い時の速やかな被保護者の引渡し及び適切な関係機関への通報等に資するため、都道府県警察間で情報を共有するほか、人身安全関連事案に対する適正かつ迅速な対処に資することを目的とする。
記録項目	<p>【保護事案情報】</p> <p>1 管理番号、2 取扱担当者（事案担当所属、取扱者）、3 被保護者（氏名、異名、国籍、本籍、住所、職業、勤務先、生年月日、推定年齢、性別、電話番号、人相・着衣・特徴等、認知症の疑い）、3 取扱概要（根拠法令、保護の理由、発見日時、発見場所、発見の端緒、発見時の状況及び保護を必要と認めた理由、保護期間、保護の場所、保管金品等、保管責任者、立会人、保管金品の明細、診察、給食、特異動静等）4 引渡・引継・解除（引渡先、関係性詳細、住所又は所在地、氏名又は機関名、取扱責任者、引渡先（連絡先）、引渡詳細）5 備考、6 酪規法7条通報（文書番号、通報年月日、通報先、アルコールの慢性中毒者又はその疑いのある者と認めた理由、その他参考事項、担当者）、7 保護期間延長許可状請求（請求年月日、裁判所名、請求者階級、請求者氏名、延長請求期間、許可状請求の理由、担当者）</p> <p>【警察官通報事案情報】</p> <p>1 取扱責任者（事案担当所属、取扱者）、2 対象者（氏名、異名、国籍、本籍、住所、職業、勤務先、生年月日、推定年齢、性別、電話番号）、3 通報書項目（文書番号、文書年月日、通報先、発見日時、発見場所、発見時の状況及び精神障害のために自傷又は他害のおそれがあると認めた理由、その他参考事項、担当者）、4 通報結果（通報日時、通報手段、通報時の身柄の状況、保健所等職員臨場、保健所等の判断（事前調査の結果）、指定医の判断（診断結果）、搬送状況、措置入院以外の対応）</p> <p>【迷い人事案情報】</p> <p>1 取扱担当者（事案担当所属、取扱者）、2 迷い人情報（氏名、異名、国籍、本籍、住所、職業、勤務先、生年月日、推定年齢、性別、電話番号）、3 発見情報（発見日時、発見場所、発見の経緯、迷い人の申立て内容、照会・調査の経過及び結果）、4 記名等（着衣、所持金品等の記名等）、5 身元確認（身元判明済、身元判明日時、死亡、死亡日時、身元確認経過、身元確認</p>

	後の措置、補充事項)、6 迷い人照会(迷い人照会先、迷い人票の写真、担当者)	
記録範囲	被保護者、警察官通報対象者、迷い人及び引取者(引継先担当者)	
記録情報の収集方法	保護事案、警察官通報事案、迷い人事案の取扱い	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警視庁、道府県警察本部及び警察署並びに簡易裁判所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 京都府警察本部総務部総務課	
	(所在地) 〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考		

個人情報ファイルの名称	巡回連絡カードに関するファイル ※索引目次や索引簿冊を作成しているファイルに限る
行政機関等の名称	京都府警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	川端警察署（交番：岡崎公園、南禅寺、黒谷、東一条、銀閣寺）、上京警察署（交番：今出川大宮、大宮頭、上御霊前、下立売、千本中立売、出町、室町中立売）、東山警察署（交番：三条大橋東、祇園、松原、大仏前、渋谷、泉涌寺、東福寺）、中京警察署（交番：四条大宮、二条駅前、西ノ京、佐井、千本丸太町、富小路、東洞院、四条、東堀川、木屋町二条、二条殿、丸太町、御前松原）、下京警察署（交番：中堂寺、高辻、新京極、仏光寺、元両替町、塩小路、七条、七条堀川、東洞院六条、七条新千本、西八条、花屋町）、下鴨警察署（交番：上高野、岩倉、静市、高野、修学院、加茂大橋、北白川、府立大学前、北山）（駐在所：鞍馬、大原、花背、久多、叡山口）、伏見警察署（交番：砂川、深草、墨染、下鳥羽、竹田、淀、淀南、横大路、桃山北、住吉、大手筋、中書島、向島、桃山南）、山科警察署（交番：大塚、四ノ宮、山科駅前、花山、御陵、竹鼻、百々、栂辻、勧修寺、石田、小栗栖、醍醐）、右京警察署（交番：嵯峨嵐山、嵯峨野、常磐野、福王子、花園安井、太秦、西大路四条、春日、山ノ内、西五条、梅津、西京極、京北）（駐在所：高雄、弓削、山国、黒田、細野）、南警察署（交番：下殿田、山王、陶化、東寺前、唐橋、祥豊、上鳥羽、祥栄、久世）、北警察署（交番：大宮、上賀茂、北大路、金閣寺、小松原、紫竹、十二坊、大徳寺前、鷹ヶ峯、柊野）（駐在所：小野郷）、西京警察署（交番：洛西、大枝、桂、桂西口、大原野、川岡、松尾、上桂）、向日町警察署（交番：向日町駅前、物集女、久我、西向日、今里、長岡京、海印寺、神足、大山崎、西山天王山、羽束師）、宇治警察署（交番：宇治駅前、東宇治、木幡、小倉、広野、槇島、西宇治、伊勢田、大久保、田井、林、六地蔵）、城陽警察署（交番：久津川、富野荘、青谷、寺田）、八幡警察署（交番：都々城、美濃山、男山、橋本、八幡市駅前）、田辺警察署（交番：田辺駅前、三山木、松井山手、井手、宇治田原町）（駐在所：大住）、木津警察署（交番：山城、相楽、光台、木津南、祝園、加茂、和束）（駐在所：笠置、湯船、大河原、高山）、亀岡警察署（交番：つつじヶ丘、篠、亀岡駅前、曾我部、千代川、並河駅前）（駐在所：東別院、西別院、蔭田野、本梅、宮前、馬路、千歳、保津）、南丹警察署（交番：八木、園部駅前、須知）（駐在所：桧山、摩気、西本梅、観音寺、室橋、富田、下山、殿田、胡麻、保野田、水原、和知、篠原、広野、宮島、知井、平屋、鶴ヶ岡、大野、宮脇）、綾部警察署（交番：綾部駅前、湊垣）（駐在所：上林、山家、豊里、物部、上杉）、福知山警察署（交番：長田野、石原、福知山駅前、広小路）（駐在所：榎原、上六人部、三岳、上川口、三和、菟原、下夜久野、上夜久野、大江、内宮、

	南有路、公庄)、舞鶴警察署(交番:西舞鶴駅前、余内、公文名、東舞鶴駅前、中舞鶴、行永、愛宕、志楽)(駐在所:池内、加佐、神崎、千歳、大波、常、平、野原)、宮津警察署(交番:天の橋立、岩滝、野田川、加悦)(駐在所:栗田、吉津、府中、日置、由良、養老、伊根、本庄、筒川、朝妻)、京丹後警察署(交番:網野、久美浜、峰山、)(駐在所:五箇、丹波、大宮、常吉、三重、河辺、郷、橘、島津、丹後、豊栄、宇川、弥栄、黒部、海部、川上、神野、湊、佐濃)	
個人情報ファイルの利用目的	犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するため	
記録項目	【家庭用】 1住所、2電話番号、3国籍、4氏名、5生年月日、6性別、7非常時の連絡先 【事業所用】 1所在地、2電話番号、3名称、4業種、5代表者氏名、6従業員数、7営業時間、8定休日、9非常時の連絡先、10夜間の防犯体制	
記録範囲	巡回連絡を実施した世帯の世帯主、家族及びその非常時の連絡先 巡回連絡を実施した事業所の代表者及びその非常時の連絡先	
記録情報の収集方法	巡回連絡	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 京都府警察本部総務部総務課 (所在地) 〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

個人情報ファイルの名称	110番通報の受理に関するファイル	
行政機関等の名称	京都府警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域部通信指令課	
個人情報ファイルの利用目的	迅速かつ的確な初動警察活動を行うため	
記録項目	1 受理番号、2 通報局、3 受理日時、4 発生日時、5 件名、6 件名詳細、7 詳細、8 警備会社、9 管轄署、10 交番等、11 発生場所、12 通報場所、13 電話番号、14 国籍、15 通報手段、16 公衆、17 非常、18 発信地、19 通報者、20 氏名、21 通報者住所、22 通報内容	
記録範囲	110番通報の通報者、関係者	
記録情報の収集方法	110番通報の受理者又は対応者による聴取	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 京都府警察本部総務部総務課	
	(所在地) 〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

個人情報ファイルの名称	非常通報装置設置運用に関するファイル
行政機関等の名称	京都府警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域部通信指令課
個人情報ファイルの利用目的	非常通報装置の設置承認、適正な運用等に利用するため
記録項目	<p>非常通報装置設置承認申請書 1 設置施設名、2 設置施設の所在地、3 設置者、4 運用責任者、5 機器の種別・型式、6 保守・点検（施工）者・電話番号、7 通報録音文、8 接続電話番号・連絡電話番号、9 運用開始予定日、10備考</p> <p>非常通報装置設置承認申請等進達書 1 申請者（氏名、住所、電話番号）、2 設置者・設置場所（名称、所在地、設置者、運用責任者、連絡電話番号、接続電話番号、事業内容）、3 設置機器（種別、形式）、4 通報用ボタン（ボタンの数、取付位置の適否）、5 発報・確認ランプ（ランプの数、取付位置の適否）、6 逆信電話、画像等による通報時における施設内の状況を確認する方法、7 非常通報装置以外の状況を確認する方法、8 署長の意見、9 備考</p> <p>非常通報装置設置承認書 1 施設名、2 施設の所在地、3 設置機器の種別・型式</p> <p>非常通報装置誤報等措置届出書 1 誤報等発生日時、2 設置施設（名称、所在地、設置者、通報番号）、3 機器の型式（種別、型式）、4 誤報等の原因、5 誤報等の再発防止のために講じた措置、5 備考</p> <p>非常通報試験実施計画届出書 1 実施予定日、2 設置施設（名称、実施責任者、通報番号）、3 保守点検業者（名称、所在地、担当者、電話番号）、4 試験内容</p> <p>非常通報装置設置変更届出書 1 変更（予定）年月日、2 設置施設名（通報番号）、3 設置施設の所在地、4 変更事項、5 変更の理由</p> <p>非常通報装置廃止届出書 1 廃止（予定）年月日、2 設置施設名（通報番号）、3 設置施設の所在地、4 廃止の理由</p>

記録範囲	非常通報装置の設置者、運用責任者、保守・点検（施工）・担当者、試験実施責任者、申請者及び届出者の氏名、住所、電話番号	
記録情報の収集方法	非常通報装置の設置申請者、誤報・試験実施・変更・廃止の届出者からの提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 京都府警察本部総務部総務課	
	(所在地) 〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイルの名称	制限外許可（制限外積載、設備外積載、荷台乗車）ファイル	
行政機関等の名称	京都府警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	宇治警察署	
個人情報ファイルの利用目的	制限外許可（制限外積載、設備外積載、荷台乗車）申請手続の適正な運用に資するために利用する。	
記録項目	1 申請者住所、2 申請者氏名、3 申請者の免許の種類、4 免許証番号、5 車両の種類、6 番号標に表示されている番号、7 車両の諸元、8 運搬品名、9 制限を超える大きさ又は重量、10 制限を超える積載の方法、11 設備外積載の場所、12 荷台に載せる人員、13 運転の期間、14 運転経路、15 許可証番号、16 許可条件	
記録範囲	制限外許可の申請者	
記録情報の収集方法	制限外許可の申請者からの提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 京都府警察本部総務部総務課	
	(所在地) 〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

個人情報ファイルの名称	道路使用許可ファイル	
行政機関等の名称	京都府警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	川端警察署、上京警察署、東山警察署、中京警察署、下京警察署、下鴨警察署、伏見警察署、山科警察署、右京警察署、南警察署、北警察署、西京警察署、向日町警察署、宇治警察署、城陽警察署、八幡警察署、田辺警察署、木津警察署、亀岡警察署、南丹警察署、綾部警察署、福知山警察署、舞鶴警察署、宮津警察署、京丹後警察署	
個人情報ファイルの利用目的	道路使用許可申請手続の適正な運用に資するために利用する。	
記録項目	1 申請者住所、2 申請者氏名、3 道路使用の目的、4 場所又は区間、5 期間、6 方法又は形態、7 添付書類、8 現場責任者住所、9 現場責任者氏名、10 現場責任者電話、11 許可証番号、12 許可条件	
記録範囲	道路使用許可の申請者及び現場責任者	
記録情報の収集方法	道路使用許可の申請者からの提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 京都府警察本部総務部総務課	
	(所在地) 〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

<p>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</p>	<p>非該当</p>
<p>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</p>	<p>— —</p>
<p>行政機関等匿名加工情報の概要</p>	<p>—</p>
<p>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</p>	<p>— —</p>
<p>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</p>	<p>—</p>
<p>備 考</p>	

個人情報ファイルの名称	通行禁止道路通行許可ファイル	
行政機関等の名称	京都府警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	川端警察署、上京警察署、東山警察署、中京警察署、下京警察署、下鴨警察署、伏見警察署、山科警察署、右京警察署、南警察署、北警察署、西京警察署、向日町警察署、宇治警察署、城陽警察署、八幡警察署、田辺警察署、木津警察署、舞鶴警察署、宮津警察署	
個人情報ファイルの利用目的	通行禁止道路通行許可申請事務の適正な遂行に資するために利用する。	
記録項目	1 申請者住所、2 申請者氏名、3 主たる運転者住所、4 主たる運転車氏名、5 車両の種類、6 番号標に表示されている番号、7 運転の期間、8 通行しようとする通行禁止道路の区間、9 やむを得ない理由	
記録範囲	通行禁止道路通行許可の申請者	
記録情報の収集方法	通行禁止道路通行許可申請者からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 京都府警察本部総務部総務課	
	(所在地) 〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	— —
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	— —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

個人情報ファイルの名称	自動車保管場所管理ファイル	
行政機関等の名称	京都府警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課	
個人情報ファイルの利用目的	自動車保管場所証明等の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。	
記録項目	1 受理・受付番号、2 申請区分、3 登録番号・車両番号・前車番号、4 車名、5 型式、6 車台番号、7 長さ・幅・高さ、8 使用の本拠の位置、9 保管場所の位置、10 保管場所標章番号、11 申請年月日、12 申請者住所・氏名・電話、13 標章発行日・交付予定日、14 代理申請者住所・氏名・電話、15 駐車場名称、16 駐車場住所、17 所有者氏名・住所、18 駐車場管理者名・住所・電話、19 駐車可能台数、20 收容情報、21 区画情報、22 駐車場面積	
記録範囲	自動車の保管場所の確保等に関する法律に定める申請者、届出者、申請者等から委任を受けた代理人、10台以上の自動車を收容可能な駐車場所有者	
記録情報の収集方法	申請者又は委任を受けた代理人からの自動車保管場所証明申請書の受付、自動車保管場所届出書等の受付及び電気通信回線を通じた申請等情報の通知の受信	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 京都府警察本部総務部総務課	
	(所在地) 〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	— —
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	— —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

個人情報ファイルの名称	自動車保管場所管理ファイル	
行政機関等の名称	京都府警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	川端警察署、上京警察署、東山警察署、中京警察署、下京警察署、下鴨警察署、伏見警察署、山科警察署、右京警察署、南警察署、北警察署、西京警察署、向日町警察署、宇治警察署、城陽警察署、八幡警察署、田辺警察署、木津警察署、亀岡警察署、南丹警察署、綾部警察署、福知山警察署、舞鶴警察署、宇治警察署、京丹後警察署	
個人情報ファイルの利用目的	自動車保管場所証明等の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。	
記録項目	1 受理・受付番号、2 申請区分、3 登録番号・車両番号・前車番号、4 車名、5 型式、6 車台番号、7 長さ・幅・高さ、8 使用の本拠の位置、9 保管場所の位置、10 保管場所標章番号、11 申請年月日、12 申請者住所・氏名・電話、13 標章発行日・交付予定日、14 代理申請者住所・氏名・電話、15 駐車場名称、16 駐車場住所、17 所有者氏名・住所、18 駐車場管理者名・住所・電話、19 駐車可能台数、20 収容情報、21 区画情報、22 駐車場面積	
記録範囲	自動車の保管場所の確保等に関する法律に定める申請者、届出者、申請者等から委任を受けた代理人、10台以上の自動車を収容可能な駐車場所有者	
記録情報の収集方法	申請者又は委任を受けた代理人からの自動車保管場所証明申請書の受付、自動車保管場所届出書等の受付及び電気通信回線を通じた申請等情報の通知の受信	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 京都府警察本部総務部総務課 (所在地) 〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイルの名称	駐車禁止除外指定車標章管理ファイル	
行政機関等の名称	京都府警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課	
個人情報ファイルの利用目的	駐車禁止除外指定車標章の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。	
記録項目	1 受理警察署、2 申請年月日、3 申請者の氏名（法人の場合は名称と代表者）・ふりがな・住所（法人の場合は所在地）、4 電話番号・その他連絡先、5 申請事由、6 標章使用期間、7 使用車両の種類・登録（車両）番号、8 標章使用者の住所・職業・氏名・年齢、9 申請代理人の住所、氏名、10 申請代理人との関係、11 標章の番号・交付年月日、12 標章の有効期限、13 記載事項変更の届出年月日・内容・理由、14 再交付の申請年月日・理由、15 標章の返納年月日	
記録範囲	現に駐車禁止除外指定車標章を受けている者、駐車禁止除外指定車標章を返納した者	
記録情報の収集方法	駐車禁止除外指定車標章の交付申請書、記載事項変更届出、再交付申請書、駐車禁止除外指定車標章の返納	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警視庁又は道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 京都府警察本部総務部総務課	
	(所在地) 〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <hr/> 令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	— —
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	— —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

個人情報ファイルの名称	駐車禁止除外指定車標章管理ファイル	
行政機関等の名称	京都府警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	下鴨警察署、伏見警察署、山科警察署、右京警察署、南警察署、北警察署、西京警察署、向日町警察署、宇治警察署	
個人情報ファイルの利用目的	駐車禁止除外指定車標章の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。	
記録項目	1 受理警察署、2 申請年月日、3 申請者の氏名（法人の場合は名称と代表者）・ふりがな・住所（法人の場合は所在地）、4 電話番号・その他連絡先、5 申請事由、6 標章使用期間、7 使用車両の種類・登録（車両）番号、8 標章使用者の住所・職業・氏名・年齢、9 申請代理人の住所、氏名、10 申請代理人との関係、11 標章の番号・交付年月日、12 標章の有効期限、13 記載事項変更の届出年月日・内容・理由、14 再交付の申請年月日・理由、15 標章の返納年月日	
記録範囲	現に駐車禁止除外指定車標章を受けている者、駐車禁止除外指定車標章を返納した者	
記録情報の収集方法	駐車禁止除外指定車標章の交付申請書、記載事項変更届出、再交付申請書、駐車禁止除外指定車標章の返納	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警視庁又は道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 京都府警察本部総務部総務課	
	(所在地) 〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	— —
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	— —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

個人情報ファイルの名称	駐車許可管理ファイル	
行政機関等の名称	京都府警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上京警察署、中京警察署、下京警察署、下鴨警察署、伏見警察署、山科警察署、右京警察署、南警察署、北警察署、西京警察署、向日町警察署、宇治警察署	
個人情報ファイルの利用目的	駐車許可証の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。	
記録項目	1 受理警察署、2 申請年月日、3 申請者の氏名（法人の場合は名称と代表者）・ふりがな・住所（法人の場合は所在地）、4 電話番号・その他連絡先、5 駐車の事由、6 駐車の方法、7 駐車の年月日時、8 駐車の場所、9 自動車の種類・車名・登録（車両）番号、10 運転者の氏名、11 駐車許可証の番号・交付年月日、12 記載事項変更の届出年月日・内容・理由、13 再交付の申請年月日・理由、14 駐車許可証の返納年月日	
記録範囲	現に駐車許可証を受けている者、駐車許可証を返納した者	
記録情報の収集方法	駐車許可の申請書、記載事項変更届出、再交付申請書、駐車許可証の返納	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 京都府警察本部総務部総務課	
	(所在地) 〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

個人情報ファイルの名称	高齢運転者等標章管理ファイル	
行政機関等の名称	京都府警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課	
個人情報ファイルの利用目的	高齢運転者等標章の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。	
記録項目	1 受理警察署、2 申請年月日、3 氏名・ふりがな、4 生年月日、5 電話番号・その他連絡先、6 申請事由、7 免許証の番号・交付年月日、8 免許の種類、9 登録(車両)番号、10 標章の番号・交付年月日、11 記載事項変更の届出年月日・内容・理由、12 再交付の申請年月日・理由、13 標章の返納年月日	
記録範囲	現に高齢運転者等標章を受けている者、高齢運転者等標章を返納した者	
記録情報の収集方法	高齢運転者等標章の申請書、記載事項変更届出、再交付申請書、高齢運転者等標章の返納	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警視庁又は道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 京都府警察本部総務部総務課	
	(所在地) 〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

個人情報ファイルの名称	運転者管理ファイル
行政機関等の名称	京都府警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部運転免許試験課
個人情報ファイルの利用目的	運転免許証の交付及び更新、運転免許の取消し及び効力の停止等運転免許事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 本(国)籍、5 住所、6 免許証番号、7 有効期間の末日、8 交付年月日、9 照会番号、10 免許年月日、11 免許の種類、12 免許の条件等、13 限定解除年月日(5 t 限定)、14 最新併記年月日、15 特例免種状態、16 若年運転者期間、17 普通経験日数、18 違反、事故及び事案(重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの)の発生年月日時、19 事案点数、20 累積点数、21 違反名、22 違反車両、23 路線名、24 事故内容、25 事案名、26 処分年月日時、27 手配年月日、28 処分公安委員会、29 手配公安委員会、30 登録公安委員会、31 手配番号、32 処分種別、33 処分番号、34 処分日数、35 処分短縮日数、36 処分免種、37 若年特例取消免種、38 取消等該当関連情報登録年月日、39 取消等該当関連情報登録番号、40 取消等該当関連情報登録事案名、41 違反者講習済年月日、42 運転練習の方法、43 氏名等修正年月日、44 住所変更年月日、45 再交付年月日、46 最終違反年月日、47 最終事故年月日、48 最終事案(重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの)年月日、49 事件番号、50 講習区分、51 満了日直前の誕生日、52 有効期間区分、53 初心期間終了年月日、54 初心講習済年月日、55 再試験合格年月日、56 若年運転者講習済年月日、57 取消処分者等区分、58 取消処分者講習受講年月日、59 講習場所、60 講習番号、61 初心取消年月日、62 初心取消理由、63 再試験番号、64 初回更新者区分、65 特定失効等区分、66 更新申請県、67 命令種別、68 指定場所、69 指定等年月日、70 受検等年月日、71 認知機能検査年月日、72 検査場所、73 検査番号、74 検査得点、75 検査結果、76 検査種別、77 検査種類、78 高齢者講習済年月日、79 実車指導結果、80 講習分類、81 講習種別、82 講習種類、83 運転技能検査年月日、84 運転技能検査得点、85 免許の申請年月日、86 免許の申請区分、87 質問票等回答年月日、88 質問票等回答内容、89 虚偽記載判明年月日、90 虚偽記載の有無、91 運転経歴証明書番号、92 運転経歴証明書交付年月日、93 運転経歴証明書運転者区分、94 顔写真
記録範囲	1 現に運転免許を受けている者 2 運転免許が失効している者で違反行為等をしたことのないものは5年7月間、違反行為等をしたものは最大15年6月間(た

	<p>だし、平成18年8月20日以前の失効免許に係るものは、その者の年齢が70歳になるまでの間）、拒否又は6月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が100歳になるまでの間。</p> <p>3 被取消処分者はその者の年齢が100歳になるまでの間。</p> <p>4 死亡により運転免許が失効した者で、違反行為等をしたことのないものは3年間、違反行為等をしたものは13年間。</p> <p>5 免許の抹消登録がなされた者で、違反行為等をしたものは、抹消に係る免許の有効期間経過後3年間。</p> <p>6 無免許運転をした者、国際運転免許証等を所持する者で違反行為等をしたものは13年間（ただし、その者の年齢が100歳になるまでの間に限る）、拒否又は6月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が100歳になるまでの間。</p> <p>7 運転経歴証明書の交付を受けた者及び平成24年3月31日以前に申請による取消しを受けた者はその者の年齢が120歳になるまでの間。</p>	
記録情報の収集方法	<p>運転免許証の免許申請書、質問票、更新申請書、再交付申請書及び記載事項変更届、運転経歴証明書の交付申請書、再交付申請書及び記載事項変更届、交通切符・交通反則切符及び点数切符による報告、交通事故発生報告、初心運転者講習・取消処分者講習・違反者講習・若年運転者講習及び高齢者講習の受講、認知機能検査及び運転技能検査の受検</p>	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁及び自動車安全運転センター京都府事務所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 京都府警察本部総務部総務課	
	(所在地) 〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	1、4及び5の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、道路交通法（昭和35年法律第105号）第94条第1項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第20条第1項又は同法第104条の4第7項及び同施行規則第30条の12第1項による。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 京都府警察本部総務部総務課 (所在地) 〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	— —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

(個人情報ファイル簿)

個人情報ファイルの名称	オンライン更新時講習（優良運転者講習及び一般運転者講習） モデル事業に係る受講管理ファイル
行政機関等の名称	京都府警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部運転免許試験課
個人情報ファイルの利用目的	オンライン更新時講習（優良運転者講習及び一般運転者講習） モデル事業を受講した者に係る受講事実の確認を効率的かつ確実に実施し、適正かつ円滑な運転免許証更新事務を遂行するために利用する。
記録項目	1 ユーザID、2 氏名、3 住所、4 生年月日、5 運転免許証番号、6 顔画像、7 撮影回数、8 撮影日時、9 県コード、10 受講終了日時、11 来場日時、12 受講区分
記録範囲	専用サイト（オンライン更新時講習（優良運転者講習及び一般運転者講習）モデル事業）において受講者情報登録を行った者で、 1 受講終了日時が登録されていない者は、受講者情報の初回登録日から起算して80日の経過後まで 2 受講終了日時が登録されており、来場日時が登録されていない者は、受講終了日から起算して365日の経過後まで 3 来場日時が登録されている者は、来場日から起算して1日の経過後まで
記録情報の収集方法	専用サイトにおけるオンライン更新時講習（優良運転者講習及び一般運転者講習）モデル事業の受講
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）京都府警察本部総務部総務課 （所在地）〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 京都府警察本部総務部総務課	
	(所在地) 〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		